

高庵寺通信

大施食会のご案内

八月十六日(火)

午前十一時より

恒例の大施食会を、本年も八月十六日(火)午前十一時から開催いたします。

卒塔婆は、法要にて開眼して、初めて卒塔婆としての意味を持ちます。したがって、お渡しできるのは法要終了後(十一時四十分頃)以降になります。なお、安全上午後六時をもちまして施錠いたしますのでご協力ください。

墓参のお願い

住職より

墓参のマナーについて、まず除草した草等は必ず持ち帰ってください。その他供え物等も同じです。毎年、お盆の後で寺の者が早朝から境内を清掃し、大量の可燃・不燃のゴミで出し

ております。時節柄、それもだんだん難しくなってきたており、既に限界になっております。特に、お団子、お菓子、供え物(胡瓜の馬等)は必ず持ち帰ってください。特に食べられる物が残っていると、カラス等が食い散らかし非常に不衛生です。皆様のご協力をおねがいします。

お墓に違う苗字の仏様を入れることのできるの

最近になって、檀家の方からいただくご相談の中で、「うちのお墓は〇〇家ですが、嫁に行つた△△家の娘夫婦に跡を任せたいのだけれど、和尚さんそういうことはできるのですか。」というような例がいくつかございます。

それ以外にも、身内で苗字の異なる仏様を埋葬したいのだがというようなご相談もございます。

そこで少々面倒なのですが、お墓(正確には個人墓地)の法的性格について一度整理しておきましょう。

まずお墓には、個人墓地と合祀墓地がございます。合祀墓地

については、今回は触れませんがあくまでも、〇〇家の墓地についてだけお話をさせていただき

ます。まずお墓は、その土地をかうことはできないのはご存知と

権利は、一括して特定個人つまり一人に相続させることになっております。相続をされた方が高庵寺の新たな檀家となる形になります。

つまり、当高庵寺の檀家として登録された方だけにその権利が

また、ご遠慮なく住職までお問い合わせください。

ご法事の依頼等についてのお願い

もちろん、その権利は無制限に認められるわけではなく、合理的な範囲に限定されるの

最近法事等について、日程のトラブルが何件かございました。ご存知のように、住職が定

そして、檀家の方ご本人が亡くなつた場合は、その権利は遺産相続の対象となります。民法第897条に規定がございますが、お墓の権利を含め、位牌や仏壇他祖先の祭祀に関わる

後ほど確認のお電話をさせていただきますので、必ず電話番号と連絡の取れる時間帯をご伝言ください。